

○青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例（平成二十七年十月青森県条例第五十四号）

※ 傍線部分が改正部分

改 正 案

現 行

別表第一（第三条関係）

別表第一（第三条関係）

機 関	機 関
一 知事	一 知事
私立の高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第二条に規定する 高等学校等 並びに高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の専攻科をいう。以下同じ。）における教育の振興及び授業料等の負担の軽減を図るための事業であって規則で定めるもの	私立の高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第二条に規定する 高等学校等 をいう。以下同じ。）における教育の振興及び授業料等の負担の軽減を図るための事業であって規則で定めるもの

機 関	機 関
一 知事	一 知事
私立の高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第二条に規定する 高等学校等 をいう。以下同じ。）における教育の振興及び授業料等の負担の軽減を図るための事業であって規則で定めるもの	私立の高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第二条に規定する 高等学校等 をいう。以下同じ。）における教育の振興及び授業料等の負担の軽減を図るための事業であって規則で定めるもの

二（略）

（略）

二（略）

（略）

三 【参考記載】
※「**高等学校等**」の定義拡大

三 知事
私立の**高等学校等**における教育に係る経済的負担の軽減を図るための事業であって規則で定めるもの

四、九（略）

（略）

四、九（略）

（略）

十 【参考記載】
※「**高等学校等**」の定義拡大

十 教育委員会
国立又は公立の**高等学校等**における教育に係る経済的負担の軽減を図るための事業であって規則で定めるもの

別表第二（第三条関係）

別表第二（第三条関係）

機 関	機 関	機 関
一 【参考記載】 ※「 高等学校等 」の定義拡大（実質関係なし）	一 知事	一 知事
	事 務	事 務
	特定個人情報	特定個人情報

機 関	機 関	機 関
一 【参考記載】 ※「 高等学校等 」の定義拡大（実質関係なし）	一 知事	一 知事
	事 務	事 務
	特定個人情報	特定個人情報

二（略）	二（略）	二（略）
------	------	------

二（略）	二（略）	二（略）
------	------	------

三	【参考記載】 ※「高等学校等」の定義拡大（実質関係なし）
四、七 (略)	(略)
(略)	(略)

別表第三（第五条関係）

情報照 会機関	事務	情報提 供機関	特定個人情報
一、六 (略)	(略)	(略)	(略)
七 【参考記載】 ※「高等学校等」の定義拡大（実質関係なし）			
八 (略)	(略)	(略)	(略)

三 知事	私立の高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図るための事業であつて規則で定めるもの	次に掲げる情報であつて規則で定めるもの イ 生活保護関係情報 ロ 生活保護法の規定に準じて行う外国人に對する自立給付金又は就職準備給付金の支給に関する情報（以下「給付金」という。）
四、七 (略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

別表第三（第五条関係）

情報照 会機関	事務	情報提 供機関	特定個人情報
一、六 (略)	(略)	(略)	(略)
七 教育委員会 国立又は公立の高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図るための事業であつて規則で定めるもの			
八 (略)	(略)	(略)	(略)
次に掲げる情報であつて規則で定めるもの イ 生活保護関係情報 ロ 外国人生活保護関係情報			